

添付法令資料 2 :

韓国職業安定法 (目次)

2015 年 1 月 20 日法律第 13049 号により一部改正 2015 年 7 月 21 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条の 5)
- 第 2 章 職業安定機関の長が行う職業紹介及び職業指導等
 - 第 1 節 通則 (第 5 条ないし第 7 条)
 - 第 2 節 職業紹介 (第 8 条ないし第 13 条)
 - 第 3 節 職業指導 (第 14 条及び第 15 条)
 - 第 4 節 雇用情報の提供 (第 16 条及び第 17 条)
- 第 3 章 職業安定機関の長以外の者が行う職業紹介事業、職業情報提供事業、勤労者募集及び勤労者供給事業等
 - 第 1 節 職業紹介事業及び職業情報提供事業 (第 18 条ないし第 27 条)
 - 第 2 節 勤労者の募集 (第 28 条ないし第 32 条)
 - 第 3 節 勤労者供給事業 (第 33 条)
- 第 4 章 補則 (第 34 条ないし第 45 条の 3)
- 第 5 章 罰則 (第 46 条ないし第 50 条)
- 附則